

議案第 102号

西脇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

市庁舎の移転新築に伴い、福祉事務所の位置を変更する必要があるため。

西脇市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

西脇市福祉事務所設置条例（平成17年西脇市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(名称及び位置) 第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 西脇市福祉事務所 (2) 位置 <u>西脇市下戸田 128番地の1</u></p> | <p>(名称及び位置) 第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 西脇市福祉事務所 (2) 位置 <u>西脇市郷瀬町 605番地</u></p> |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。